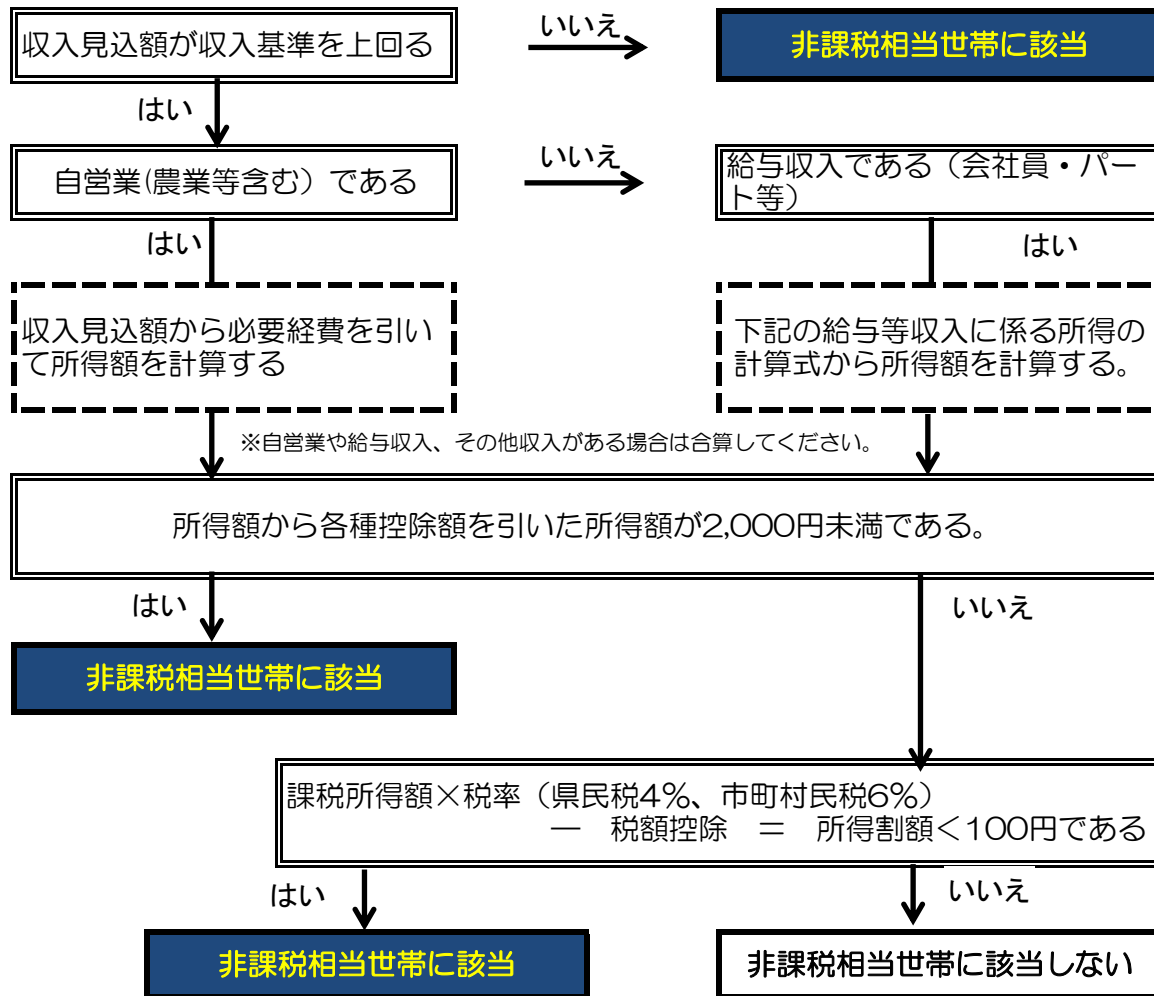


非課税相当世帯確認フロー図



市民税・県民税の計算

収入金額 — 必要経費 = 所得金額
 所得金額 — 各種控除 = 課税所得額 ※課税所得1,000円未満切捨て
 課税所得額 × 税率（県民税4%、市町村民税6%） — 税額控除 = 所得割額
 ※税額控除
 合計課税所得額200万円以下の人
 ア・イのどちらか少ない金額の5%（県民税2%、市町村民税3%）
 ア 人的控除額の差の合計額 イ 合計課税所得金額

【収入基準】

区分	収入見込額
1人世帯 (扶養なし)	1,000,000円以下
2人世帯 (1人扶養)	1,703,999円以下
3人世帯 (2人扶養)	2,215,999円以下
4人世帯 (3人扶養)	2,715,999円以下
5人世帯 (4人扶養)	3,215,999円以下

【給与等の収入に係る所得の計算式】

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円～ 650,999円	0円
651,000円～1,618,999円	収入金額－650,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円
1,628,000円～1,799,999円	A×4,000×60%
1,800,000円～3,599,999円	A×4,000×70%－180,000円
3,600,000円～6,599,999円	A×4,000×80%－540,000円

※A＝収入金額÷4,000（小数点以下切捨て）

【所得から差し引く各種控除】※証明書の写し等で確認できないものは、控除不可。

- 雑損控除
- 医療費控除（医療費控除又はセルフメディケーション税制（医療費の特例））
- 社会保険料控除（社会保険料、国民健康保険税、国民年金、介護保険料等）
- 小規模企業共済等掛金控除
- 地震保険料控除（地震保険料：控除適用限度額25,000円、旧長期損害保険：控除適用限度額10,000円、両方：控除適用限度額25,000円）
- 生命保険料控除（新契約（H24年以降の契約）：控除適用限度額28,000円、旧契約（H23年以前の契約）：控除適用限度額35,000円、合計適用限度額70,000円）
- 障害者控除 障害者1人につき26万円、特別障害者30万円、同居特別障害者53万円
- 寡婦（寡夫）控除 納税義務者が寡婦（寡夫）の場合26万円、合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する寡婦の場合30万円
- 勤労学生控除
- 配偶者控除 配偶者の1年間の所得が38万円以下の場合33万円。
配偶者特別控除 配偶者の1年間の所得金額が38万円を超え、123万円以下の場合以下の表のとおり

配偶者の所得額	控除額	配偶者の所得額	控除額
380,000円超～900,000円以下	330,000円	1,050,000円超～1,100,000円以下	160,000円
900,000円超～950,000円以下	310,000円	1,100,000円超～1,150,000円以下	110,000円
950,000円超～1,000,000円以下	260,000円	1,150,000円超～1,200,000円以下	60,000円
1,000,000円超～1,050,000円以下	210,000円	1,200,000円超～1,230,000円以下	30,000円
- 扶養控除
16歳以上：33万円（ただし、19～22歳：45万円、70歳以上：38万円、同居老親等：45万円）
- 基礎控除 33万円

【税額控除】

対象	納税者本人の合計所得金額	人的控除の差額
配偶者控除	一般	5万円
	老人	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超40万円未満	5万円
	配偶者の合計所得金額 40万円以上45万円未満	3万円
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老人	13万円
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
特別寡婦控除	—	5万円
一般寡婦・寡夫控除	—	1万円
基礎控除	—	5万円

非課税に相当する世帯例

【例1】 世帯：母（会社員）、高校生等（16歳）、姉（20歳）

			家計急変後の収入見込額	備 考
母	会社員	給与収入	2,100,000円	扶養：高校生等、姉
高校生等	全日制		0円	
姉	大学生		0円	

<母>

①収入基準で確認

給与収入 2,100,000円 ≤ 収入基準 2,215,999円（3人世帯（2人扶養））
…非課税相当に該当

非課税相当に該当することから申請可

【例2】 世帯：父（会社員）、母（パート従業員）、高校生等（17歳）、兄（19歳）

			家計急変後の収入見込額	備 考
父	会社員	給与収入	3,000,000円	扶養：母、高校生等、兄
母	パート従業員	給与収入	900,000円	扶養：なし
高校生等	全日制		0円	
兄	専門学校生		0円	

<父>

①収入基準で確認

給与収入 3,000,000円 > 収入基準 2,715,999円（4人世帯（3人扶養））

②所得額を算定し、課税所得額で確認

A=給与収入÷4,000（小数点以下切捨て）

給与収入 3,000,000円 → 所得額 = $A \times 4,000 \times 70\% - 180,000$ 円 = 1,920,000円

※各種控除

基礎控除 330,000円 配偶者控除 330,000円
 扶養控除 高校生等 330,000円 + 兄 450,000円 = 780,000円
 社会保険料見込 478,500円 控除合計額 1,918,500円

課税所得額 = 所得額 1,920,000円 - 控除合計額 1,918,500円

= 1,500円 < 2,000円 …非課税相当に該当

参考：市町村民税=1,000円(千円未満切捨て)×税率6%=60円…100円未満は非課税

<母>

①収入基準で確認

給与収入 900,000円 ≤ 収入基準 1,000,000円（1人世帯（0人扶養））

非課税相当に該当することから申請可

【例3】 世帯：父（会社員）、母（パート従業員）、高校生等（17歳）、祖母（71歳・年金）

			家計急変後の収入見込額	備考
父	自営業	営業収入	4,000,000円	扶養：母、高校生等、祖母 必要経費2,500,000円
母	パート従業員	給与収入	900,000円	扶養：なし
高校生等	全日制		0円	
祖母		年金	1,200,000円	

<父>

②所得額を算定し、課税所得額で確認

$$\boxed{\text{所得額}} = \text{営業収入 } 4,000,000\text{円} - \text{必要経費 } 2,500,000\text{円} = \boxed{1,500,000\text{円}}$$

※各種控除

基礎控除 330,000円 配偶者控除 330,000円

扶養控除 高校生等 330,000円 + 祖母 450,000円 = 780,000円

国民健康保険料等 450,000円 控除合計額 1,890,000円

$$\boxed{\text{課税所得額}} = \text{所得額 } 1,500,000\text{円} < \text{控除合計額 } 1,890,000\text{円} \dots \text{非課税相当に該当}$$

<母>

①収入基準で確認

$$\text{給与収入 } 900,000\text{円} \leq \text{収入基準 } 1,000,000\text{円} \text{ (1人世帯(0人扶養))}$$

非課税相当に該当することから申請可

非課税に相当しない世帯例

【例】 世帯：父（会社員）、母（会社員）、高校生等（17歳）、姉（20歳）

※父の収入減による申請。母の収入は変更なし。（令和2年度住民税所得割に課税有）

			家計急変後の収入見込額	備考
父	会社員	給与収入	2,500,000円	扶養：高校生等、姉
母	会社員	給与収入	3,500,000円	扶養：なし
高校生等	全日制		0円	
姉	大学生		0円	

<父>

①収入基準で確認

$$\text{給与収入 } 2,500,000\text{円} > \text{収入基準 } 2,215,999\text{円} \text{ (3人世帯(2人扶養))}$$

②所得額を算定し、課税所得額で確認

$$\text{給与収入 } 2,500,000\text{円} \rightarrow \boxed{\text{所得額}} = \text{A} \times 4,000 \times 70\% - 180,000\text{円} = \underline{1,570,000\text{円}}$$

A=給与収入÷4,000 (小数点以下切捨て)

※各種控除

基礎控除 330,000円 社会保険料見込 480,000円

扶養控除 高校生等 330,000円 + 姉 450,000円 = 780,000円

控除合計額 1,590,000円

$$\boxed{\text{課税所得額}} = \text{所得額 } 1,570,000\text{円} < \text{控除合計額 } 1,590,000\text{円} \dots \text{非課税相当に該当}$$

<母> 令和2年度住民税所得割が課税されている。

父は非課税相当に該当するが、母が課税されていることから対象とならない